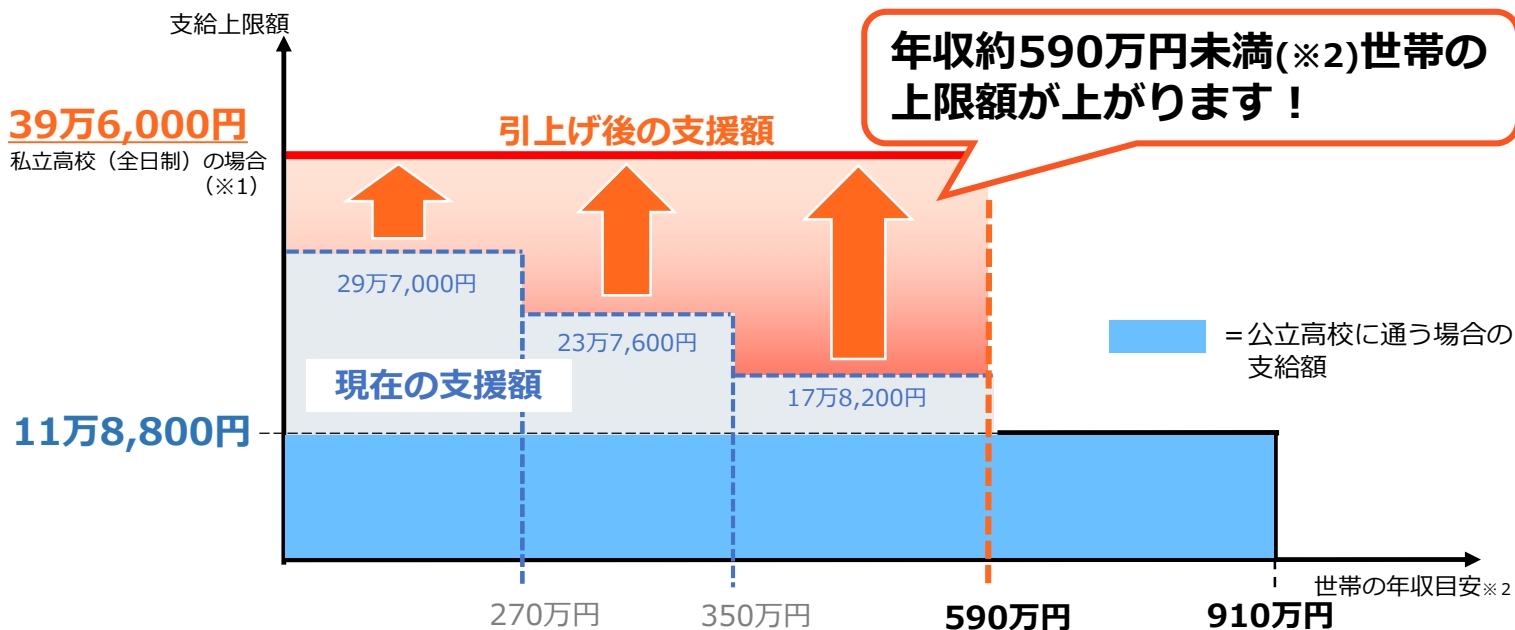


令和2年4月から

私立高校授業料実質無償化

がスタート！

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円、
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）。

お申込みについて

（新入生の皆さん）

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

（在校生の皆さん）

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。

既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。

現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）も対象です。

※平成25年度以前の制度で受給している生徒は対象外です。

文部科学省のwebサイトには、
各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、
令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。



対象となる方の判定基準について

令和2年4月分～6月分（令和元年度と同様）

○都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（両親2人分の合計額）により判定

所得割額の合算額 < **257,500円**
都道府県民税103,000円 + 市町村民税154,500円
 (年収590万円未満に相当)

支給額：最大396,000円

(257,500円以上)
 < **507,000円**
都道府県民税202,800円 + 市町村民税304,200円
 (年収910万円未満に相当)

支給額：118,800円

* 確認方法 → 令和元年度の課税証明書等で確認

課税証明書等に記載されている「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認し、金額を合算します。

住民税決定通知書の場合

見本

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

課税証明書の場合

市町村・道府県民税課税証明書

見本

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

※本様式は一例です。課税証明書の様式は市町村によって異なります。

令和2年7月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

上記による算出額 < **154,500円**

支給額：最大396,000円

(154,500円以上)
 < **304,200円**

支給額：118,800円

マイナポータルHP



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

「就学支援金制度」が見直され、令和2年4月から年収目安590万円未満の世帯には、全日制課程では39万6千円を上限に、通信制課程では29万7千円を上限に支給されることとなります。また、これにともなって広島県独自の授業料軽減制度も見直しの予定です。

該当すれば、保護者の方の負担が大きく軽減されることになり、ますます私立高校が身近な存在となります。

令和2年4月からの 高等学校等就学支援金制度

令和2年1月20日現在

【Q&A】

Q1：何が変わるのですか？

A1：高等学校等就学支援金はこれまでもあった国の制度ですが、令和2年4月からは、該当する世帯（年収目安590万円未満）の生徒に対して、全日制課程では39万6千円を、通信制課程では29万7千円を上限として支給されることとなります。また、広島県においては、県独自の授業料等軽減制度も別途ありますが、この制度も現在見直しが検討されています。

Q2：無償となるのでしょうか？

A2：支給上限額は「私立高校の平均授業料を勘案した水準」として決定されています。学校によって授業料は異なりますので、無償にならない場合もありますが、対象となる生徒の皆さんへの支給額は大きく引き上げられます。

Q3：判定基準はどうなるのでしょうか？

A3：新制度のスタートは令和2年4月からですが、4月から6月までは、従来の制度と同様の判定基準となります。よって、保護者等の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額による判定となります。また、7月以降は、全く新たな判定基準として次の計算式により判定します。

【計算式】	$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$ <p>※政令指定都市の場合は、「調整控除」の額に3/4を乗じて計算します。</p>
-------	---

以前と比べると少し複雑なものとなっています。

Q4：新制度が適用される範囲は？

A4：令和2年4月に在校する生徒の皆さんが対象となり、判定基準によって適用の有無が決定されます。

Q5：年収目安とはどのように理解すればよいのですか？

A5：590万円というのは両親と高校生1人、中学生1人の4人家族で、両親の一方が働いている場合の年収目安であり、家族の人数や年齢、両親が共働きかどうかなど、家族の状況に応じて年収目安も変わってきます。

Q6：判定基準となる金額を知ることはできますか？

A6：4～6月分については、課税証明書等に記載されている保護者等の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額で確認できます。また、7月以降の判定基準となる課税標準額などは、マイナンバーカードを持っていれば、マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）から確認できます。

Q7：申し込み等はどのようにすればよいのですか？

A7：私立高校がすべての窓口となりますので、学校から必要に応じてご案内します。学校からのご案内をお待ちください。

※文部科学省のリーフレットにある「（参考）支援の対象になる世帯の年収目安」については、記載以外の事例（家族構成等）は現時点では公表されておりません。